

令和 4 年 5 月 27 日現在

機関番号：17102

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K12682

研究課題名（和文）固定主義の意義と破産財団の範囲

研究課題名（英文）Study for the Time Scope of Bankruptcy Estate

研究代表者

浅野 雄太（ASANO, Yuta）

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：40768131

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題では、現行破産法が定める固定主義の下でいかなる財産が破産財団に含まれるか、主に固定主義成立までの歴史的経緯と現行破産法を対比することによって検討を試みた。

その結果、以上の点について、明治商法破産編と大正破産法との過渡期となる破産法改正草案では膨張主義をとりつつ、労働債権など要保護性の高い債権は財団から除外する、いわば「修正された膨張主義」を採用していることが明らかとなり、それと対比すると、現行の固定主義を採用している主旨としては、破産者の生活保障よりも、破産手続開始前の債権者と開始後の債権者との間の平等こそが重要である旨を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近時は固定主義に関する研究、そしてそれに伴う破産財団に何が含まれるかという議論は関連であり、特に固定主義を根拠として破産財団の範囲を制限し、もって破産者の生活向上に資するという方向の論稿が見受けられる（例：佐藤鉄男「破産財団と自由財産をめぐる立法政策と課題」徳田和幸先生古稀祝賀『民事手続法の現代的課題と理論的解明』（弘文堂・2017年））。

本研究課題では、破産者の生活確保の重要性を認識しつつも、その役割を担うのは固定主義ではなく、むしろ差押禁止財産の種類増加と自由財産拡張制度であることを明らかにし、もって特に自由財産制度拡張について理論的研究の重要性を明らかにするものである。

研究成果の概要（英文）：In this research subject, I have studied about what assets are included in a bankruptcy estate in bankruptcy process by the comparison between the current Japanese bankruptcy law and previous Japanese bankruptcy laws.

As a result, I showed that the draft of bankruptcy law, which was drafted between the article of bankruptcy in the Meiji commercial law and the 1922 bankruptcy law, included the assets taken after bankruptcy process in the bankruptcy estate, and at the same time it excluded some kinds of claims, such as wages, from the estate. So, The draft adopted "Modified Expansion Principle". By the comparison of the draft, I showed that the aim of the current Japanese bankruptcy law, which includes only the assets which are taken before the bankruptcy process is the guarantee of equity between the creditors before the process and after the process, rather than the guarantee of the debtor's life.

研究分野：民事手続法

キーワード：破産法 アメリカ連邦倒産法 商法破産編 固定主義 膨張主義 自由財産

1. 研究開始当初の背景

本研究開始時より、特に自然人破産時に破産財団に何が含まれるのか、かかる破産者の生活再建をどのように確保するかについて、固定主義の意義を解釈したうえで、同主義から破産者の労働債権など要保護性が高い債権については破産財団から除外されるといった研究がみられていた(例:佐藤鉄男「破産財団と自由財産をめぐる立法政策と課題」徳田和幸先生古稀祝賀『民事手続法の現代的課題と理論的解明』(弘文堂・2017年)767頁など)。

そしてその際、日本が現行破産法において固定主義を採用している根拠としては、破産手続の迅速化、破産手続開始前の債権者と破産手続開始後の債権者との間の平等、破産者の破産手続開始後の生活再建、破産手続開始前に生じた債権のみを破産債権とする規定との平仄があげられているところ、上記学説はを特に強調していた。

しかしながら、このような議論は、ともすれば理念に偏りがちで、上記のような労働債権を破産財団から除外することについて理論的な検討は不十分であるとの現状が存在していた。

2. 研究の目的

上記1で述べた現状を踏まえ、本研究では、固定主義がいかなる趣旨で現行法において採用されたのかについて明らかにすることを主な目的とした。

そのうえで、現行破産法が採用する固定主義は、その趣旨にかんがみれば法解釈上果たす役割は限定的なものであって、上記学説が重視するところの「破産者の生活確保」は、固定主義を根拠とするのではなく、他の制度、例えば自由財産の拡張(破産法34条4項)によるべきことを明らかにすることで、同拡張制度の研究の進化を促すものである。

3. 研究の方法

本研究は、現行破産法制定、すなわち固定主義採用に至るまでの歴史的経緯、および、日本法と同じく固定主義を採用するアメリカ連邦倒産法(およびその下での裁判例・学説)と現行の日本の破産法と対比することによって、現行破産法において固定主義が果たす役割を明らかにするという方法を採用した。

については、明治商法破産編が膨張主義を採用する一方で、大正期に制定された旧破産法は膨張主義を採用しているところ、なぜこのような改正が生じたのか、まず明治商法が膨張主義を採用した理由から探ることによって研究を行った。具体的には、明治商法破産編の草案(ロエスレル草案)の条文及びその立法理由を、司法省訳『ロエスレル氏起稿 商法草案 下巻』(司法省・一八八四年などを手掛かりに探求した。またその後の草案改正及び立法までの経緯についても、法典調査会『商法草案議事速記 第拾四巻』(日本学術振興会・一九三九年)、『商法草案議事速記 商法再調査案議事速記 第四巻』(日本学術振興会・一九三九年)などを手掛かりに明らかにした。さらに、明治商法立法期に出版された教科書等(梅謙次郎講述『改正商法講義』(有斐閣・一八九三年、(復刻)信山社・二〇〇〇年)など)も参照しつつ、膨張主義採用に至るまでの議論を述べた。

そして明治商法から旧破産法までの過渡的な段階として、明治36年に、破産法改正草案が梅謙二郎を中心として出されており、同草案は立法には至らなかったものの、旧破産法の解釈にあたってもし峻的な部分が含まれていると考えたことから、草案の規定の趣旨についても検討を行った。具体的には、『破産法草案』(日本法律学校・一九〇三年)梅謙次郎口述『破産法案概説』(法学協会・一九〇三年)三九頁を中心とした検討であった。同草案も明治商法と同じく破産財団の範囲について膨張主義を採用しているところ、なぜ膨張主義を採用しているのか、また同じ膨張主義でも明治商法と異なる部分はあるのかについて研究した。そのうえで、旧破産法がなぜ固定主義を採用したのか、主に上記破産法案と対比をすることによって、その趣旨を明らかにした。この検討に際しては、旧破産法制定の中心人物である加藤正治先生の各種論稿を中心とした(加藤正治『破産法:完〔明治42年版〕』(中央大学・一九〇九年)八七頁、同「新旧破産法対比」同『破産法研究第五巻』(有斐閣・一九二二年)四一〇頁など)。

またについては、特にアメリカにおいてどの時的範囲で破産財団を規定するかについては、「倒産手続開始後、爾後的に取得される財産が破産財団に組み入れられるか、あるいは担保権に服するか」という論点を中心として議論されていることから、同論点に関連する米国内の裁判例および学説(Melissa B. Jacoby & Edward J. Janger, Tracing Equity: Realizing and Allocating Value in Chapter 11, 96 Tex. L. Rev. 673 (2018) など)を中心として検討を行った。

4. 研究成果

本研究の成果について、現行破産法制定までの歴史的経緯に照らしての現行法の解釈という点については、特に明治36年破産法案では、確かに従前の明治商法下での膨張主義を継続するものである一方、労働債権といった要保護性の高い債権については別途破産財団から除外し、これを保護するという方針がとられており、単に破産手続開始後に取得された債権を破産財団

に組み入れる膨張主義とは異なる、いわば「修正された膨張主義」であることを明らかにした。そして、このような経緯と対比すると、旧破産法で膨張主義が採用された理由としては労働者保護は問題とならない、なぜならば破産法案のもとにおいて労働者保護が図られているためであるということ述べたうえで、むしろ問題となるのは破産手続開始前に存在していた債権者と破産手続開始後に存在していた債権者との平等であり、それは旧破産法制定時の議論その他加藤正治博士の論稿からも裏付けられると述べた。

そのうえで、このような固定主義採用までの経緯にかんがみると、現行法の解釈として固定主義を重視して自由財産を必要以上に拡張しようとする、1で述べた学説に首肯することができず、仮に労働者などの自然人破産者を保護するとすれば、差押禁止財産の充実、あるいは自由財産拡張制度によるべきであることを明らかにした。特に自由財産拡張制度については、その重要性にもかかわらず理論的發展が必ずしも十分ではなく、更なる研究の必要性が存在しているとの仮説を立てた。

以上、の歴史的経緯に照らしての現行法の解釈については、浅野雄太「固定主義の歴史的経緯」法政研究 87 巻 2 号 (2020 年) 1 頁以下で公表している。

また、アメリカ連邦倒産法と対比しての固定主義の意義については、Jacoby & Janger, supraなどを参照しつつ、学説及び裁判例の検討を行った。その結果、アメリカ法では統一商事法典 (Uniform Commercial Code, UCC) 改正時に、当初の担保物の派生物であるプロシーズの範囲が広げられ、したがって債務者が爾後に取得した財産もすべて担保物に組み込まれてしまい、これにより無担保債権者への配当に供せられる財団財産が僅少になってしまうのではないかと懸念が存在していたところ、学説及び裁判例は、プロシーズの範囲を適切に解釈する、ないし、連邦倒産法 506 条を用いることで債務者の事業運営等に求められる経費についてはプロシーズから除外するといった方法により、担保権者の権利を適切に制限しているということを明らかにした。

以上のアメリカ法の裁判例・学説については、事業担保ないし包括担保という形で担保権の範囲を拡張しようとする法改正が検討されている日本においても大いに参考にできると思われる。すなわち、担保権の範囲が拡張されることにより、担保権者が把握する債務者の財産も拡張され、その反面無担保債権者に残される財産がわずかになるとの懸念が述べられているところ、上記アメリカ法を参考にすれば、特に債務者の事業遂行、その他担保権実行に伴う経費を担保目的物から除外することにより、やはり担保権者と無担保債権者とのバランスをとることができるのではないかと述べた。

このようなアメリカ法の現状の解釈及び日本法の示唆については、拙稿「Melissa B. Jacoby & Edward J. Janger, Tracing Equity: Realizing and Allocating Value in Chapter 11, 96 Tex. L. Rev. 673 (2018)」民事訴訟雑誌 68 号 274 頁でまとめられている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 浅野 雄太	4. 巻 68
2. 論文標題 Melissa B. Jacoby & Edward J. Janger, Tracing Equity: Realizing and Allocating Value in Chapter 11, 96 Tex. L. Rev. 673 (2018)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 民事訴訟雑誌	6. 最初と最後の頁 274-281
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浅野 雄太	4. 巻 87
2. 論文標題 固定主義の歴史的意義	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 1-42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15017/4102264	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------